



別紙

職保発 0208 第 1 号  
平成 29 年 2 月 8 日

全国社会保険労務士会連合会会長 殿

厚生労働省職業安定局雇用保険課長

### 平成 29 年度における電子申請の利用促進等について

平素より、雇用保険関係業務の運営に格段の御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。また、特に電子申請の利用促進に格段の御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

貴会の御協力を賜りながら、電子申請の利用促進に努めた結果、平成 28 年 10 月の資格取得届の電子申請利用率が 20.5%（前年同月は 14.1%）となるなど電子申請利用率は確実に向上しているところですが、ハローワーク（電子申請事務センターを含む。以下同じ。）においては、さらなる利用促進の取組を進めることとしています。

併せて、ハローワークにおいては、電子申請で受け付けた届出等の迅速な処理のための取組を進めることとしています。

具体的な取組内容は下記のとおりですので、貴連合会においては、取組の実施につきまして御協力を賜りますようお願いいたします。

併せて、下記取組事項について別添 1 リーフレット（電子申請のご利用をお勧めしています）及び別添 2 リーフレット（雇用保険関係手続きの見直しについて）を作成しましたのでご活用いただくとともに、各都道府県支部、委託事業主等への周知についてもよろしく申し上げます。

### 記

#### 1 電子申請の利用促進等について

- (1) 事業主・社会保険労務士への電子申請の利用勧奨及び 16 時までの来所勧

奨

電子申請の利用を更に促進するため、事業主・社会保険労務士がハローワークへの来所により届出書等を提出した場合は、次回以降は電子申請を利用するよう案内するとともに、電子申請の利用意向がない場合は、可能な限り 16 時までに来所するよう勧奨する。(ハローワークは、16 時以降に電子申請の処理などを重点的に行う。)

## 2 電子申請の審査処理について

### (1) 記載漏れ等の届出に係る取扱い

添付書類の不足、記載漏れ等のある申請や管轄ハローワークを誤って申請がなされた場合は、完全な届出ではないため、電話等により簡単に補正できるものを除き、原則、理由を付した上で返戻し、補正の上で再提出を求める。

### (2) 事務処理水準の高い企業等の照合省略推進等

事務処理水準が高く、本社で支社分も一括して電子申請の照合省略の申請を行う事業所については、本社が定期的に支社の事務担当者の研修等を実施するなどにより、支社も含めた適正な届出を行う旨の承認申請が出され、本社所在地を管轄する労働局の職業安定部長が承認した場合には、本社に加えて支社も照合省略の対象とする。

#### <具体的な手続>

- ・ 本社が本社所在地を管轄する労働局の職業安定部長（管轄ハローワーク経由）宛てに承認申請（別紙 1）を行い、本社所在地を管轄する労働局の職業安定部長が別紙 2 の承認結果により承認する仕組みとする。  
※ 本社が既に照合省略の対象となっていることを条件とし、支社についてはそれ以外の基準は設けない。
- ・ 本社が一括申請する場合には、承認結果通知書及び照合省略承認事業所一覧を添付させることとする。

### (3) 各種届出手続の処理の迅速化

照合省略対象事業主・社会保険労務士については、別紙 3「雇用保険手続における添付書類の省略可能一覧」に記載された添付書類及び電子申請に特有の添付書類である「離職証明書の記載内容に関する確認書」、「被保険者の確認を得られないやむを得ない理由について（事業主の疎明書）」、「被保険者の確認を得られないやむを得ない理由について（社会保険労務士の疎明書）」について、提出を省略するとともに、審査処理に当たっては、記載漏れがないか否かのみ確認する。

なお、この場合に、事業主・社会保険労務士においては、当該書類の取得・保存は必須として、後日、当該書類が必要になった場合には、速やかにハローワークに提出できるようにしておく。

また、照合省略対象事業主・社会保険労務士である場合は確認書類を添付しないよう周知する。

上記取扱いは、照合省略対象事業主・社会保険労務士における取扱いであるため、照合省略対象事業主・社会保険労務士でない場合は、従前どおり上記添付書類の提出が必要となる。

### 3 雇用保険手続の届出処理について

#### (1) 期間重複の取扱い

被保険者が複数の就労先に勤務している場合においては、前の事業所の離職日（資格喪失日の前日）と再就職先の事業所の取得日に重複がある場合には、システム上、資格取得日の入力ができないことから、ハローワークが喪失先事業所と再就職先事業所と調整して、資格喪失日又は資格取得日を変更しており、事務処理が煩雑となっている。

事務処理の簡素化・迅速化のため、今後は、原則として資格喪失日を優先にして資格取得日を変更することを明確化する。

#### (2) 資格取得届の処理方法

資格取得届等に記載すべき被保険者番号が不明の場合は、迅速な被保険者番号の照会が行えるよう、資格取得届の備考欄に職歴のある複数の事業所を記載すること等を求める。

なお、この際、被保険者本人の了解を得た上で前職等の情報を求める必要があることから、あらかじめリーフレット等により周知する。

以上